

平成30年3月14日開催 東京家庭裁判所委員会

「最近の少年非行の特徴と家庭裁判所が行う教育的措置」

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 大竹 寿幸 (57 期)

1 平成29年度第3回のテーマは「最近の少年非行の特徴と家庭裁判所が行う教育的措置」でした。少年非行の態様が変化しているため、家庭裁判所による教育的措置にも工夫が必要との問題意識にもとづく内容でした。

2 冒頭、少年事件の「少年審判手続きの流れ」が説明され、つづいて統計資料にもとづき、最近の少年非行の特徴が説明されました。

一般保護事件（道交法保護事件を除いたもの）の非行別新受件数について昭和62年と平成29年を比較すると、どちらの年も窃盗、遺失物横領、業務上過失致死傷、傷害・暴行が上位を占めるが、昭和62年では傷害・暴行に次いで毒物・劇物取締法違反（シンナー）（4.8%）、恐喝（2.1%）、暴力行為等処罰法違反（1.1%）の順なのに対し、平成29年では傷害・暴行の次は詐欺（5.1%）でした。これは特殊詐欺の増加の影響です。その他、自画撮り画像のネットへの流出などのわいせつ事案の増加（0.2%→1.4%）、麻薬・向精神薬・大麻取締法違反の増加（0.1%→1.1%）などが特徴的でした。

年齢別（ただし終局処分）でみると、総数は年少者（14～15歳）の非行が中間者（16～17歳）、年長者（18～19歳）よりも少なくなっているが、年少者のわいせつ事案件数は増加し他の年齢層を上回っていること、詐欺は中間（16～17歳）と年長（18～19歳）の件数が大きく増加していることが特徴的でした。

3 続いて、最近の少年事件の特徴が現れている模擬事例を題材に、調査官による寸劇「ある日の調査官室～今どきの少年非行って？～」が披露されました。先輩調査官から担当事件を振られた後輩調査官の感想として最近の少年事件の特徴が次のように語られました。昔は自己アピールのために車や

バイクを盗んだり、金髪にしたりする反抗的の少年が多かったが、最近の少年は表向き素直で従順な少年が多いこと、厳しい上下関係を避ける傾向にあり、車よりもネットやゲームに興味に移っていること、このような人間関係の変化、意識・行動の変化が非行態様に反映しているとのことでした。また、1人で行う性非行やSNS上の非行が増加しており周囲から把握しづらいこと、被虐待経験や家庭の機能不全が背景にあることが多いことも最近の特徴だそうです。

4 家庭裁判所による教育的措置については、従来の体験学習型（清掃等の社会奉仕活動）、グループワーク型（親子合宿、保護者の会）、知識付与型（法令、被害を考える教室、保健指導）、就労・学習支援型の4類型に加え、面接型の説明がありました。その中で自己理解のための認知行動療法が印象に残りました。それは模擬事例における措置としても実施され、少年が非行に及ぶサイクル図を自ら作成することで、自分是对人関係が苦手で、そのストレスが非行の原因になっていると自己理解を深め、対策を考えさせたことで効果が上がったという説明がありました。他にも様々な教育的措置を実施しているとのことですが、すべてを紹介しきれないのが残念です。

5 市民委員から付添人の役割について質問がなされ、裁判所が、生活環境の調整など調査官にはできない部分がありますので、調査官と協力しながら少年の更生を図るのが弁護士付添人ですと紹介したのも印象に残りました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**